

過度の負担を判断するに当たっての判断要素の例

◎ 過度の負担は、合理的配慮と同様に非常に個別性が強いことから、各企業について個別に判断する必要があるが、過去の検討や外国の例において、以下の点などから、判断されうると考えられる。

	過度の負担を判断するに当たっての判断要素
<p>中間的などりまとめ (平成22年4月27日障害者雇用分科会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の事業規模等 (使用者代表:企業規模、企業がその時々にな置かれている財政状況や経営環境全般)
<p>研究会報告書 (平成24年8月3日研究会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業規模 ○ 業種 ○ 従業員数 ○ 環境の特性 ○ 地域の文化慣習 ○ 企業のおかれている経営状況 ○ 合理的配慮に対する経済的支援
<p>差別禁止部会意見 (平成24年9月14日障害者政策委員会差別禁止部会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的・財政的なコスト ○ 業務遂行に及ぼす影響
<p>アメリカ (ADA法第101条(10)(B))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配慮の性質及び費用 ○ 合理的配慮の提供に係る施設又は諸施設の全体の財政的資力、当該施設で雇用される労働者数、支出及び資力への影響、当該施設の運営への影響 ○ 適用事業体の全体の財政的資力、労働者数に係る適用対象事業体の全体的な事業規模、その諸施設の数、種類及び立地 ○ 適用対象事業体の事業又は諸事業の種類(適用対象事業体の労働力の構成、構造及び機能含む)、当該施設又は諸施設と適用対象事業体との間の地理的遠隔性、管理上又は財政上の関係